

災害派遣等従事車両に係る通行料金無料措置取扱要領

広島県道路公社

平成28年10月26日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、道路整備特別措置法施行令第11条ただし書きに基づく「料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1605号)のうち第3号に係る車両の通行料金を徴収しない措置(以下「無料措置」という。)の取扱いについて、必要な事項を定める。

(対象路線)

第2条 無料措置を行う対象路線は、次の有料道路とする。

- (1) 広島熊野道路
- (2) 安芸灘大橋有料道路

(対象車両)

第3条 無料措置の対象は、次の例示をはじめとする災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両とする。

- (1) 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した区市町村の災害対策本部(物資集積所を含む。)への救援物資等を輸送するための車両
- (2) 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両
- (3) 自治体が災害救援のために使用する車両
- (4) 災害救助を行うボランティア活動に関する車両で自治体等から要請・受入の承諾があったもの
- (5) その他、自治体等の要請により、災害救助、水防活動、消防活動のために必要と認めるもの

(無料措置の実施方法)

第4条 無料措置は、対象路線を通行する際に、料金徴収所に対象車両であることの証明書(これに代わる証票を含む。)を提出(証票の場合は提示)された車両に対して行う。

- 2 無料措置は、自治体等から通知を受け、対象車両であると認めた場合に実施する。
- 3 前項の通知を受けた際は、各管理事務所にその内容を通知する。

(対象車両の証明書等)

第5条 前条の対象車両であることの証明書は、別紙様式の例より、通行する毎に発行されたものとする。

- 2 前項に代わる証票は、別途自治体等が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月26日から施行する。

別紙 「災害派遣等従事車両（料金徴収免除車両）証明書」の様式例

1 0 c m

1 4
c m

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	
道路名 及び区間	
乗車責任者の 所属・氏名	
車両登録番号	
この車両は、 _____ に伴う災害派遣等従事車両であることを証明する。	
平成 年 月 日	
発行者の職氏名 _____ 印	

(注1) 証明書は、各料金徴収所において、通行1回につき1枚発行すること。

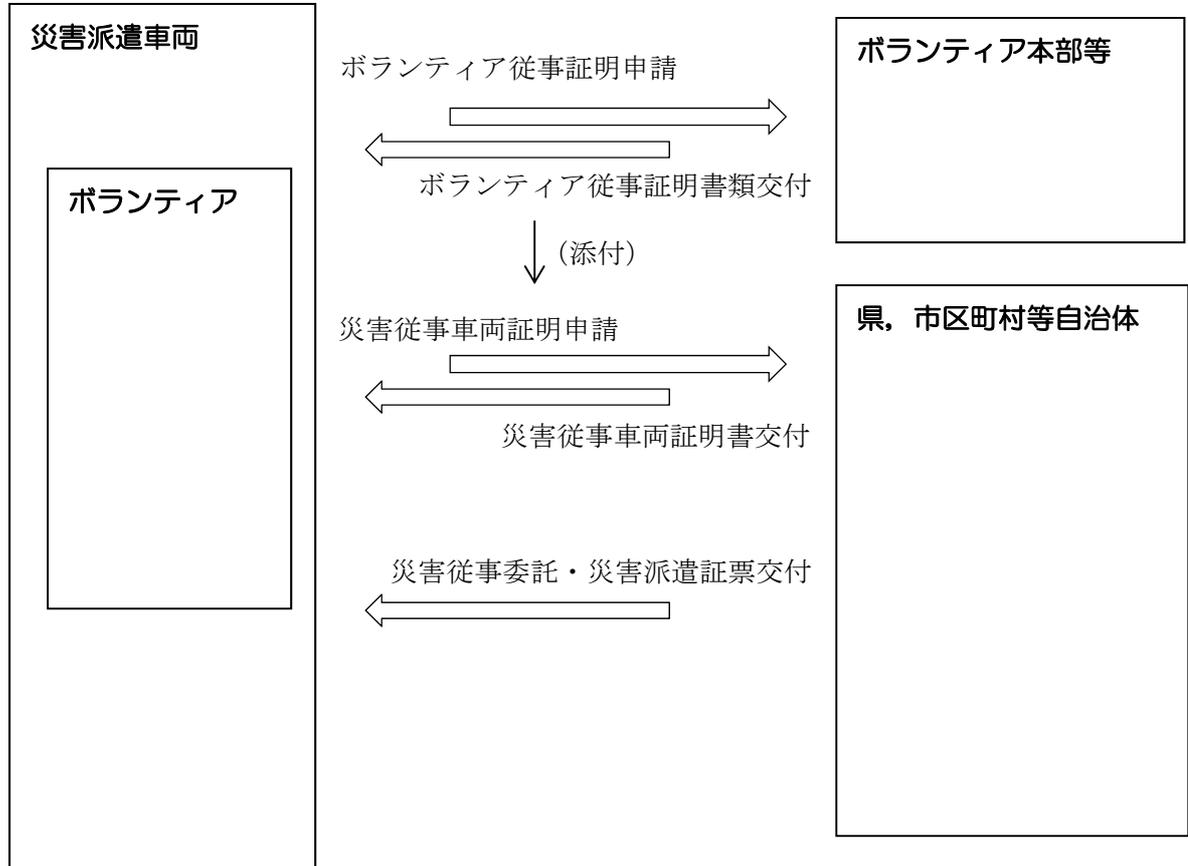
(注2) 記載内容は、別記記載例を参考とすること。

別記記載例

災害派遣等従事車両証明書		
発行番号	〇〇	発行番号は、年度ごとの一連番号とすること
通行年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	通行する年月日を、記入すること。
道路名及び区間	〇〇〇〇道路（全区間）	道路名を正確に記載すること ・広島熊野道路 ・安芸灘大橋有料道路
乗車責任者の所属・氏名	株〇〇 〇〇所 〇〇 〇〇	乗車責任者の所属（会社名）及び氏名を記入すること。
車両登録番号	〇〇 〇 〇〇-〇〇	証明書を利用した車両の登録番号（ナンバープレート番号）を正確に記入すること。
<p>この車両は、<u>（台風第〇号, 〇〇地震, 〇〇土砂災害など）</u>に伴う災害派遣等従事車両であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>発行者の職氏名 _____ 印</p>		_____ 部分に、災害名を記入すること。

(参考1)

証明書等交付の流れ



(参考2)

○道路整備特別措置法第24条第1項ただし書き

(料金徴収の対象等)

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

○道路整備特別措置法施行令第11条

(料金を徴収しない車両)

第十一条 法第二十四条第一項 ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適當であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

○料金徴収しない車輛を定める告示（平成17年国土交通省告示第1065号）第三号

三 災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両（これらの活動に係るボランティア活動であつて地方公共団体等が要請したもののため使用する車両で当該道路を管理する道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する会社等（以下「会社等」という。）又は法第18条第4項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）が料金を徴収することが著しく不適當であると認めたものを含む。）で緊急車両以外のもの